



来月から**税**の申告が始まります

1月31日(火)～2月7日(火)に開設する出張窓口(下表参照)もご利用ください

申告期間

2月16日(木)～3月15日(水)

市民税・都民税の申告は市役所へ(平成29年度)

◆市民税課 ☎(☎042-460-9827・9828)

市民税・都民税の申告

□申告が必要な方

①平成29年1月1日現在、西東京市内に住所があり、次に該当する方

- 平成28年中に所得があった方
- 所得がない場合でも国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方

②平成29年1月1日現在、西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・事業所・家屋敷などがある方

③給与所得者で次に該当する方

- 勤務先から西東京市に給与支払報告書の提出がなかった方
- 地代・家賃・原稿料・年金など、給与所得以外の収入があった方

※給与所得または公的年金の所得だけの方で、勤務先などから市へ支払報告書の提出をした方でも、扶養親族や生命保険料などの控除が、支払報告書の内容から変更になる場合は申告が必要です。

※所得税の確定申告書を税務署に提出する方は、市・都民税の申告は不要です。

□申告用紙の郵送と配布

申告書は1月25日(水)に次の方へ発送予定です。

- 昨年、市・都民税の申告書を提出した方
- 昨年、西東京市に転入し、かつ国民健康保険に加入した方

なお、申告が必要な方で、申告書が届かなかった方には、次の場所で配布します。

場所	日程
田無庁舎	4階市民税課 2月1日(水)～15日(水)
	2階申告会場 2月16日(木)～3月15日(水)
保谷庁舎1階臨時窓口	2月1日(水)～3月8日(水)
防災センター6階	3月9日(木)～15日(水)
柳橋・ひばりが丘駅前出張所	2月1日(水)～3月15日(水)

※土・日曜日、祝日を除く
※所得税の確定申告書も上表のとおり配布(申告書のダウンロードや作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」からも可)

所得がなかった方も申告を

平成28年中に所得がなかった方も申告することで、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告、シルバーパス申請などに必要)、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、老齢福祉年金など各種年金の支給、後期高齢者医療被保険者証の発行などの基礎資料になりますので、申告書裏面の「所得(収入)のなかった方」欄や、申告書表面の該当箇所に記入し、提出してください。

申告の際に必要なもの

- ①申告書・認め印・筆記用具・計算機
- ②マイナンバー制度導入に伴う本人確認書類(番号確認および身元確認)
※詳細は、7面の「マイナンバー制度の導入に伴う変更点」をご覧ください。

③源泉徴収票など、平成28年中の収入額が分かる書類

④下記の控除を受ける場合

(A)国民健康保険料・後期高齢者医療保険料(保険年金課)、介護保険料(高齢者支援課)…平成28年中に支払った金額を計算してあれば、領収書など控除証明書の添付不要(支払った金額が不明な場合は、各担当課で確認できます)

(B)国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、医療費控除、寄附金控除…平成28年中に支払った金額が分かる控除証明書などの添付が必要

⑤医療費控除の申告には、領収書原本を添付し、あらかじめ合計額を計算してからお越してください。

⑥障害者手帳または認定書(障害のある方)

⑦申告者名義の銀行などの口座番号が分かるもの(所得税還付申告の方)

※昨年確定申告書を提出した方は、その控えをお持ちください。

※源泉徴収票や領収書などの添付書類の写しが必要な方は、あらかじめコピーを取ってください。

□申告についての注意

●申告期間を過ぎてから申告した場合、課税決定が遅れ、課税・非課税証明書の発行時期が遅れます。普通徴収(個人納付)の場合は、納期限が過ぎると通常4回ある納期が減り、1回分の納税額が多くなりますので、早めに申告してください。

●所得税および市・都民税の源泉徴収がお済みで申告不要の配当所得の申告を選択し、所得税の還付および市・都民税の控除を受ける場合でも、所得が増えたことにより、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料などが増額になる場合があります。

●医療費控除に添付する領収書は、平成28年1月1日～12月31日に支払われたものが対象です。平成29年になってから支払われた医療費は、来年の申告の対象となります。また、栄養ドリンクや日用品の購入費、インフルエンザの予防接種代などは医療費控除の対象外です。

●配偶者やその他の親族の年金から差し引かれた介護保険料・後期高齢者医療保険料は、その方が支払われたものとなり、申告者の社会保険料控除の対象とすることはできません。ただし、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、口座振替による支払いを選択できますので、その選択をして申告者の口座から振替により支払われた場合には、申告者の社会保険料控除に含めることができます。

●住宅ローン控除を受ける初年度は、必ず税務署への確定申告が必要です。下表の会場では相談をお受けできません。

市でご相談・お預かりができる所得税の確定申告書は次のとおりです

□市でご相談できる簡易な所得税の確定申告書 給与所得者の還付申告や公的年金などの申告[※]

◆市でご相談できない申告

下記に該当する方、そのほか特殊な申告は、税務署にご相談ください。相談の必要がなく申告書の提出のみの場合は、下記の内容を問わずお預かりできます。

- 青色申告の方、収支内訳書ができていない事業所得および不動産所得の申告
- 土地・建物・株式などの売却による譲渡所得の申告
- 初めて住宅ローン控除を受ける方の申告

- 雑損控除・災害減免の申告
 - 相続または贈与などに係る生命(損害)保険契約などに基づく年金所得の申告
 - 平成27年分以前の過去の年分の申告[※]
- 市でお預かりできる所得税の確定申告書 税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書

公的年金等の受給者の確定申告不要制度

1年間(1月1日～12月31日)の公的年金などの収入金額が400万円以下で、そのほかの所得金額が20万円以下の方は、所得税の申告をする必要はありません(所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要)。ただし、確定申告が不要でも、市・都民税で「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある控除内容を変更・追加する場合は、市・都民税の申告が必要です(確定申告書を税務署に提出する方は、市・都民税の申告は不要)。

※平成27年分以降は、外国で支払われる年金など所得税の源泉徴収の対象とならない年金を受給している方は、この確定申告不要制度に該当せず、申告が必要となります。

市民税・都民税の申告書は郵送でも受け付けます

申告書に必要な事項を記入のうえ、源泉徴収票や証明書類などを添付し、〒188-8666市役所市民税課へ郵送してください。申告書の「控え」部分の返送をご希望の方は、返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください(就学援助費の申請などで必要となることがあります)。

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

場所	日程	受付時間	市・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口	芝久保公民館	1月31日(火)	○	○	-	○
	新町福祉会館	2月1日(水)	○	○	-	○
	下保谷福祉会館	2日(木)	○	○	-	○
	ひばりが丘公民館	3日(金)	○	○	-	○
	柳沢公民館	6日(月)	○	○	-	○
住吉会館ルピナス	7日(火)	○	○	-	○	
田無庁舎2階展示コーナー	2月16日(木)～3月15日(水)	午前9時～午後4時 ※2月17日(金)・24日(金)は、夜間窓口(午後6時～8時)も開設	○	○	○	○
保谷庁舎1階臨時窓口	2月16日(木)～3月8日(水)	午前9時～午後4時	○	○	-	○
防災センター6階	3月9日(木)～15日(水)		○	○	○	○
防災センター6階 税理士による無料申告相談会※	2月7日(火)～10日(金)	午前9時30分～午後3時30分	-	-	○	-

※土・日曜日、祝日を除きます。
※「提出のみ」は、税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書をお預かりするものです。
※各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。
※受付初日と受付締切間際は、窓口が大変混み合います。混雑する時期を避けるなど、ご協力をお願いします。
※車での来場は、ご遠慮ください。
※税理士による無料申告相談会については、7面をご覧ください。